入所契約書

（入所サービス）

医療法人晴生会

介護老人保健施設　葵の園・水戸

介護老人保健施設　葵の園・水戸 利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」）と介護老人保健施設葵の園・水戸（以下、「当施設」という。）は、当施設が利用者に対して行う介護保健施設サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　当施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の代理の者（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第２条　本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　契約満了日の７日前までに、利用者から当施設に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護 1～要介護 5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

３　利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（施設サービス計画）

第３条　利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護保健施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

（介護老人保健施設サービスの内容）

第４条　施設サービス計画に沿って、利用者に対して、介護保健施設サービス・その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、暫定的なケアプランを作成し、利用者の希望・状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

利用者が利用できるサービスの種類は、重要事項説明書のとおりです。

（身体の拘束等）

第５条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、

①　切迫性：利用者本人並びに他の利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合

②　非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がない場合

③　一時性：身体拘束は一時的なものである場合

この３つの要件を全て満たしている場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合は、ご家族に連絡し、同意を頂きます。

（衛生管理等）

第６条　利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止を図ります。

２　当施設は、利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みの１つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備いたします。

（虐待防止）

第７条　当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること

（２）介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

（５）経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（記録）

第８条　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を契約終了日より５年間は保管します。

２　利用者は、前項の記録を閲覧することが出来ます。利用者が謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（利用料金）

第９条　利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本約契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払います。

２　当施設は、利用者及び代理人が指定する送付先に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月上旬に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、該当合計額を支払うものとします。

３　当施設は、利用者又は代理人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

４　当施設は、介護保険関連法令の改正等による料金の変更（増額または減額）若しくは利用者の負担割合・負担限度額等に変動があった場合、上記利用料金を変更する事があります。

（契約の終了）

第 10 条　利用者及び代理人は、当施設に対し契約終了希望日の 7 日前までに文書で通知することにより､本契約に基づく入所利用を解約・終了することができます。

2　次の事由に該当した場合、当施設は、利用者及び代理人に対し、この契約を解約・終了することができます。

① 利用者が､サービス利用料金の支払いを正当な理由なく 30 日以上遅延し､料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。

② 利用者またはその家族等が、当施設や施設従業者または他の利用者に対して、本約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

③ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない事由により当施設を利用させる事ができない場合

④ 当施設において実施される入所継続判定会議において、退所し居宅において生活ができると判断された場合

3　利用者が、要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合

② 利用者が、他の医療機関等に入院した場合

③ 利用者が、お亡くなりになった場合

（退所時の援助）

第 11 条　当施設は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望や利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し円滑な退所のために必要な援助を行います。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 12 条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、法令上、介護関係事業者が行うべき義務とされている事項については、情報提供を行なうこととします。利用者に関する問い合わせ、面会等について次に示す事項のほか、制限がある場合は、お申し出ください。

入所中における利用者個人に対しての問い合わせ（電話)、面会等個人情報を求める第三者に対しての同意について、同意とする場合は、☑ としてください。

1）電話の取次ぎ

□　家族　　（　　）

□　親族　　（　　）

□　友人・知人（　　）

□　その他　　（　　）

2）面会

□　家族　　（　　）

□　親族　　（　　）

□　友人・知人（　　）

□　その他　　（　　）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）
第 13 条　当施設は、利用者の健康状態が急変し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、協力病院又は他の専門機関と連携して対応いたします。

（事故発生時の対応）
第 14 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）
第 15 条　利用者及び代理人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
細部は、重要事項説明書のとおりです。

（賠償責任）
第 16 条　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、その損害について、利用者の故意、もしくはこの契約上の注意義務、もしくは従業者の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
2　利用者は、事業者において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、事業者および従業者また他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
3　事業者及び利用者は、前２項の賠償を誠意もって速やかに対応し履行するものとします。

（利用契約に定めのない事項）
第 17 条　この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（裁判管轄）
第 18 条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および当施設は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

（代理人・連帯保証人）
第 19 条　代理人・連帯保証人は次の責任を負います。
1　代理人は、利用者が他の医療機関に入院する場合や、他施設等へ転所する場合、その手続きが円滑に進行するように協力することとします。
2　代理人は、利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受け、その他必要な措置をとるものとします。
3　連帯保証人は、利用者（代理人）と当施設との利用契約書に基づき、利用者が現在及び将来負担する一切の債務について、利用者（代理人）と連携して保証責務をおうこととします。ただし、責任限度額は 50 万円とします。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者・事業者が署名の上、１通ずつ保有するものとします。

事業者　　医療法人 晴生会
事業所名　介護老人保健施設 葵の園・水戸　指定番号　0853180123
住　　所　茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 231-6
管理者名　施設長　松岡　健

契約日　　令和　　年　　月　　日

【利用者】

〒
住　　所　　電話番号

氏　　名

【代理人（後見人）】

〒
住　　所　　電話番号

緊急連絡先（携帯・職場等）

氏　　名　　続柄（　　）

【連帯保証人】

〒
住　　所　　電話番号

緊急連絡先（携帯・職場等）

氏　　名　　続柄（　　）